

契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

※ 土木、建築工事関係

○ 土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

○ 特記仕様の場合

(特記仕様書(回転杭工法))

※ 業務委託関係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様の場合

()

特記仕様書（回転杭工法）

第1条 目的

本特記仕様書は「杭基礎施工便覧 H27.3（公益社団法人日本道路協会）」に記載されている回転杭工法について、土木工事共通仕様書にない事項を定める。

第2条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡県道路公社が発注する下記工事で適用する。

工事名：平成28年度 伊豆中央道（仮称）北江間オフランプ橋下部工工事
施工箇所：伊豆の国市 北江間 地内

本業務は、「土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）」に基づき実施するものとするが、上記において特に定めのない事項は本特記仕様書による。

第3条 施工管理

1. 施工管理は杭基礎施工便覧の回転杭工法によるものとする。
2. 各橋台で最初の杭を試験杭（管理杭）と位置付け、当該地盤における回転杭の施工状況を把握しながら基本データを収集する。杭基礎便覧の表-I.6.6「試験杭の測定項目と報告内容（回転杭工法）」に基づき実施するものとし、その内容を施工計画書に記載するとともに、試験記録を提出する。なお、試験杭は原則としてボーリング調査近傍の杭で実施する。
3. 貫入不能の場合、補助工法について発注者と協議する。

第4条 工法・材料の変更

やむをえず工法・材料を変更する場合は、目的とする性能が確保されることを確認し変更すること。

また、請負者の提案により工法・材料を変更する場合は、事前に監督員へ目的とする性能が確保されることを証明する変更承諾を書面で提出し監督員の承諾を得ること。

第5条 疑義

本特記仕様書及び土木工事共通仕様書等に明記なき事項または、疑義を生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。また、本業務中は常に監督員と密接な連絡をとるものとする。

施工条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

工事名	平成28年度 伊豆中央道（仮称）北江間オランプ橋下部 工工事
工事箇所	伊豆の国市 北江間 地内

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
A 工程関係	1 関連工事との調整	○	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	全区間
				影響を受ける工事内容	全体
				関連する工事内容	沼津土木事務所発注の地盤改良工事及び施工ヤード整備工事
				関連する工事の開始又は完了の時期	平成28年5月～平成28年11月
	2 施工時期、時間の制限	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	河川内工事
				制限される施工時期、施工時間	非出水期(11月～5月)
				制限される施工方法	
	3 関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	
				協議内容	
	4 土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目	
調査期間					
B 用地関係	1 工事用地等の未処理部分		工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲	
				処理の見込み時期	
	2 工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	内容	
	3 借地	○	工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合	場所・範囲	伊豆中央道から東側の市道までの間の畑等
				時期・機関	
				使用条件・復旧方法	沼津土木事務所発注の地盤改良工事等で借地している(当工事での使用は可)
	4 仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲	
				時間・時期	
				使用条件	
復旧方法					
C 環境対策関係	1 公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。
	2 騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	事前・事後調査の区分	
				調査時期	
				未然に防止するための必要な調査方法	
				未然に防止するための必要な調査範囲	
	3 電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分	
				調査時期	
				未然に防止するための必要な調査方法	
				未然に防止するための必要な調査範囲	
4 濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合	処理施設、処理条件		
5 特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容		
D 安全対策関係	1 交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
				指定の期間	
	2 近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
				制限される作業時間帯	
	3 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4 交通誘導警備員の配置	○	交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	設計書による。
配置時間				交通誘導警備員A: 交通誘導警備員B:	
5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容		
6 高所作業		高所作業で落下・墜落対策を指定する場合	指定の内容		

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
E 工 事 用 道 路 関 係	1 一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
				制限される使用期間	
	2 仮道路		搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合 仮設道路を設置する場合	使用中・使用後の処置内容	
				仮設道路の仕様 安全施設等の設置期間 工事終了後の措置(存置又は撤去)	
F 仮 設 関 係	1 仮設 (仮土留、仮橋、足場等)		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設物の内容	
				仮設物の期間	
				仮設物の条件	
				仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設物の構造、施工方法、施工範囲
G 建 設 副 産 物 関 係	1 建設発生土の搬出	○	建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	設計書による。
				処分又は保管条件	
	2 建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
				減量化の内容	
3 建設副産物及び建設廃棄物の処理	○	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。	
			再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	
H 工 事 支 障 物 件 等	1 工事支障物件協議		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	
				地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容 工事期間
I 薬 液 注 入 関 係	1 薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等	
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容
J そ の 他	1 工事用資機材の保管及び仮置き	○	工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	沼津土木事務所発注の地盤改良工事等で借地している範囲を使用すること。
	2 工事現場発成品		工事現場発成品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無 引渡場所	
	3 支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
				規格又は性能	
				引渡場所・引渡期間	
	4 関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	沼津土木事務所発注の地盤改良工事等と随時調整すること。
	5 架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
				施工条件	
	6 工事用水、電力		工事用水を指定する場合	工事用水の内容	
				工事電力を指定する場合	工事電力の内容
	7 新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容	
	8 部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所	
部分使用時期					
9		共通仕様書に記載のない施工方法を指定する	指定内容		
10 その他		施工管理基準に記載のない施工管理(出来高)	指定内容		
11		景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を	指定内容	景観配慮チェックシートによる。	
12 大雨など非常時の対応	○			床掘など護岸の一部開削を行った後について、大雨時に当工事の影響による越水を生じさせない対応(バトロール体制、土のう等による仮締切の補強など)を施工計画書に記載すること。	